

2024年 9月4日

三重県中小企業家同友会
会員各位

三重県中小企業家同友会
代表理事 西村 信博
代表理事 平松 洋一郎

会費改定に関するお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、三重県中小企業家同友会（以下、三重同友会）の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち三重同友会は設立40周年を迎え、昨年度は34年ぶりに全国行事（第54回中小企業問題全国研究集会）を設営するなど、記念事業を進めてまいりました。1984年1月の設立以来、三重同友会は会員の皆さまの真摯な経営姿勢と努力に支えられ発展してきました。改めて心より感謝申し上げます。

さて、中小企業経営をとりまく環境は急速に変化しており、技術革新や情報のデジタル化、経済のグローバル化、自然災害の頻発など、様々な課題に直面しています。また、SDGsへの対応や地域社会との関わり方も問われる時代となっています。

三重同友会では50周年に向けて、『「人を生かす経営」を地域に普及する』ことをミッションとし、『「人を生かす経営」を通じて、人や地域や組織が想いを実現できる社会をめざす』ことをビジョンに掲げました。会員の皆さまの成長を支援するため、経営指針に基づく企業経営の総合実践を推進し、経営労働、共同求人、社員教育等の専門委員会や各地域支部の活動を充実させてまいります。また、地域の評価と期待に応え、行政や教育機関、金融機関等との連携を強化していくことも求められるなか、財務基盤強化が喫緊の課題となっています。

財務基盤強化に向けては、理事会、正副代表理事会議、総務委員会において1年以上の間検討を重ね、各地域支部幹事会での意見聴取にもご協力頂きました。検討の結果、「人を生かす経営を地域に普及する」ミッション実現に向け、また地域課題に対して行政や教育機関等から地域の中企業への高まる期待に三重同友会が企業家団体としての役割を果たしていくため、安定した財務基盤のもと、さらなる支部活動や委員会活動の充実をはじめ新たな部会や外部機関と連携した事業活動の創出が必要であり、今後の活動の拡充とそれに伴う支出増加に対応するには、会費改定（値上げ）による収入面の改善が不可欠との結論に至りました。

会費改定案の内容と改定手続きの計画につきましては、下記の通りとなります。

会員の皆さまには厳しい経費環境の中、会費値上げをお願いすることは心苦しい限りですが、三重同友会が地域に欠かせない企業家団体として存在感を発揮し、皆さまの企業の成長を支援するために必要な措置です。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も支部例会や委員会行事へのご参加をお願いし、ともに学び成長する仲間を増やしていけるよう、智慧とお力添えを賜われれば幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定案の内容

- (1) 入会金を 22,000 円に変更する（現行 20,000 円）
- (2) 会費を年間 96,000 円に変更する（現行 80,000 円）
- (3) 同一企業の二人目会員の会費を年間 48,000 円に変更する（現行 40,000 円）

※規約改定案 新旧対比表

新	旧
<p>(入会金、会費)</p> <p>第7条 入会金は、一企業 22,000 円、会費は年間 96,000 円とし、原則として6ヵ月分を前納するものとします。但し、同一企業で現会員とは別に後継候補者が入会する場合に限り2名目以降の会費は年間 48,000 円とします。</p> <p>会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌、紙代が含まれます。</p> <p>またやむをえず退会された方で、それまでの会費を完納された方が、改めて入会される場合は、入会金はいただかないこととします。</p>	<p>(入会金、会費)</p> <p>第7条 入会金は、一企業 20,000 円、会費は年間 80,000 円とし、原則として6ヵ月分を前納するものとします。但し、同一企業で現会員とは別に後継候補者が入会する場合に限り2名目以降の会費は年間 40,000 円とします。</p> <p>会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌、紙代が含まれます。</p> <p>またやむをえず退会された方で、それまでの会費を完納された方が、改めて入会される場合は、入会金はいただかないこととします。</p>

2. 改定手続き

- 2024年 7月 理事会にて改定案を確認
- 2024年 8月 理事会にて各地域支部幹事会の意見を確認
- 2024年11月 臨時総会を開催し、改定案を上程、決議
- 2025年度より 会費改定（予定）

以上